

議案第62号

向日市長及び副市長の給与に関する条例及び向日市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

向日市長及び副市長の給与に関する条例及び向日市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市長及び副市長の給与に関する条例及び向日市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 向日市長及び副市長の給与に関する条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>第2条 給与は、給料、地域手当、<u>通勤手当</u>及び期末手当とする。</p> <p>第3条 給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>市長 月額 <u>920,000円</u></p> <p>副市長 月額 <u>760,000円</u></p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 通勤手当の額は、向日市職員の給与に関する条例の規定に基づき通勤手当を受ける職員の例により算出して得た額とする。ただし、公用車の送迎による通勤を例とする者については、通勤手当を支給しない。</u></p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者）<u>にあつては、退職した日現在</u>）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額<u>並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額</u>（以下「基礎額」という。）に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>第2条 給与は、給料、地域手当_____及び期末手当とする。</p> <p>第3条 給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>市長 月額 <u>874,000円</u></p> <p>副市長 月額 <u>722,000円</u></p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するもの）<u>にあつては、退職した日現在</u>）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額<u>及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額</u>（以下「基礎額」という。）に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

(向日市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 向日市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成27年条例第6号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 教育長の受ける給与は、給料、地域手当、<u>通勤手当</u>及び期末手当とする。</p> <p>(給料の額)</p> <p>第3条 教育長の給料の月額は、<u>685,000</u>円とする。</p> <p>(地域手当等)</p> <p>第5条 教育長の地域手当、<u>通勤手当</u>及び期末手当の額は、向日市長及び副市長の給与に関する条例（昭和39年条例第20号）の規定に基づき<u>地域手当、通勤手当</u>及び期末手当を受け、<u>職員の例により算出して得た額とする。ただし、公用車の送迎による通勤を例とする者については、通勤手当を支給しない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 教育長の受ける給与は、給料、地域手当_____及び期末手当とする。</p> <p>(給料の額)</p> <p>第3条 教育長の給料の月額は、<u>651,000</u>円とする。</p> <p>(地域手当等)</p> <p>第5条 教育長の地域手当_____及び期末手当の額は、向日市長及び副市長の給与に関する条例（昭和39年条例第20号）の規定に基づき地域手当_____及び期末手当を受け、<u>職員の例により算出して得た額とする。</u>_____</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。